

夜間・早朝等加算

厚生労働省の定めた診療報酬点数の算定基準に基づき、下記の時間帯にご来院し、受診される方に関して、診察料(初診料または再診料)に上記加算を取り扱います。

<対象>

- ・土曜日の 12:00 以後

医療法人栄寿会 福本眼科